

整理番号 14-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	⑦:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	令和6年4月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(4月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		

領収書等貼付欄

⑤蒲生徳明

領収書

四番館

1304 号室

202404230006940004130400223

2024年4月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

但し 駐車場使用料

2024年4月分

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合

(印)

株式会社 長谷工コ

東京都港区芝4丁目6番

長谷工コ

組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とセーゾウ号室 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	147
乙が駐車する車種は次のとおりとする。	
一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	セーゾウ
三 年式	14年
四 自動車登録番号	148
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅重量	1080 Kg
八 全高	162 mm

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（譲渡、転貸等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場で甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

14-2

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

セーゾウ号室 区分所有者 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 登録車種
一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種を駐車しないこと
二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク置場として使用しないこと
- 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、騒音の使用を避けること
五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 使用上の注意
一 使用時間は終日とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 事故等の処置
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】
 - 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車庫の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
三 設置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険なため装置内に入らないこと
 - 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ庫止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
 - 使用上の注意
一 車庫が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険への加入に努めること
 - 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号

4-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	令和6年4月2日	支出額	2,500円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(4月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄 ③政務活動費専用車両の駐車場使用料(4月分)			

振込金受取書 (兼手数料受取書)

現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

振込依頼日	06年04月02日	振込指定期日	年 月 日
振込先金融機関	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		

お受取人	▼金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	農協 信連 銀行 信金 信組 協	▼店舗名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。
	い る ま 野	0 0 0 0 0 0 0	
	普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)	金 額	店(所)
	0 0 0 0 0	¥記号 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 不要 5,000 円	手数料(税込) 円
	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。		手数料徴収区分 1.即納 2.後納 9.不要
	様へ		

ご依頼人	フ カ ヤ ケ ン シ	0 4 9 2 3 6 2 5 6 6
	(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	必ずご記入ください。
深谷 顕史	様から	〒350-0015 川越市今泉88-14

いつもJA/バンクをご利用いただきありがとうございます。
この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店	印紙税申告納 付につき川越 税務署承認済
いるま野農業協同組合川越支店	

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店にお返しを返却します。

現金類		
未決済小切手	枚	
貯金振替		

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 15-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和6年5月1日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(5月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202405200006940004130400237

2024年5月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2024年5月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致しますヴィ・シティ草加管理組合
(管理棟)
株式会社 長谷工
東京都港区芝4丁目6番1号
長谷工ビル
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とチー・ゾロ号室 区分所有者 浦生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者	浦生 徳明
二 車名（愛称）	ガッツ
三 年式	11年
四 自動車登録番号	[redacted]
五 総排気量	0.65L
六 全長	339 mm
七 全幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 車重	1020 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、事前に甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、19年6月15日から19年6月15日までとし、前項に定める車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、中止させることができる。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（設備、修繕等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利を設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を要約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（要約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を提出し、駐車場で甲に明渡ししなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないので、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日
甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本 明
乙（区分所有者）
チー・ゾロ号室 氏名 浦生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車事項
一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種は駐車しないこと
二 登録されている車種のの変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
四 乗降安全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、音響の使用を避けること
五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
3 使用上の注意
一 使用時間は休日とする
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は整理とすること
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の解決等を管理組合へ申し出ないこと
[破損した駐車場を使用する際の追加遵守事項]
1 撤去作業
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車種の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
3 使用上の注意
一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中監視、警告その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の閉鎖については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等の加入に努めること
4 撤去式駐車場の操作
一 管理組合から貸与された撤去式駐車場の操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなるときは直ちに返還すること
二 撤去式駐車場の操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号

21-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】		
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費		
	9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	令和6年5月1日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(5月分)			

振込金受取書(兼手数料受取書)

現金用

- ・振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ・文書扱い指定のお振込はお受取人への到着に日時を要しますのでご承知おきください。

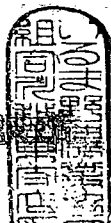
振込日	06年05月01日	振込先	00
金融機関名(漢字・左づめ) 先頭から7文字分ご記入ください。	い る ま 野	支店名(漢字・左づめ) 先頭から9文字分ご記入ください。	
普通 当座 貯蓄 他 (左づめ)	000000	金額	十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 一 ¥記号 不要 5,000 円
手数料(税込)	0000	手数料徴収区分	1.即納 2.後納 9.不要
(カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。	様へ	ご依頼人	フカヤケンシ 様から 049-236-2566 (カタカナ・左づめ) 濁点・半濁点も1文字としてご記入ください。
	深谷 顕史		〒350-0015 川越市今泉 88-14

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店

いるま野農業協同組合川越



印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

お振込金額のうち決済未確認の小切手は、下記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしない当店において返却します。

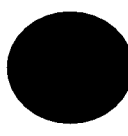
現金類	
未決済小切手	枚
貯金振替	

この「手数料受取書」は

インボイスに対応していません。

駐車場賃貸借契約書

平成 37 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒 350 - 0015 埼玉県川越市今泉 88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 37 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 16-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年6月3日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(6月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202406190006940004130400248

2024年6月3日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し駐車場使用料

2024年6月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理代行)

株式会社 長谷工コミュニティ

東京都港区芝2丁目

長谷工芝

組合会計1部 0120-0120



※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とセーゾウ号室区分所有者 南生徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一	所有者	南生徳明
二	車名（愛称）	セーゾウ
三	年式	17年式
四	自動車登録番号	17-100-100000
五	総排気量	0.67L
六	寸法	全長 339 mm 全幅 147 mm 全高 162 mm
七	外車重量	1000 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までである。この期間中に、甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理規約の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（敷金、保証等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは入出庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を提出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

セーゾウ号室 南生徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 駐車場

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種を駐車しないこと
- 二 登録されている車種の車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク等として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに警備員に準拠すること
- 二 歩行者優先および歩行を優先すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警笛の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は禁日とすること
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
- 三 場内は禁煙とすること
- 四 洗車・オイル交換等、他の違法となる行為をしないこと
- 五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（損壊は駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 機械故障

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車庫の大きさおよび重量は、設置の耐荷重限度を超えないものとする
- 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
- 四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 六 設置の作動中は、危険な作動中は、危険な作動中に侵入しないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの防火等のために従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車庫が設置と接触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 三 集中豪雨、雪害その他、天候被害等不可抗力による駐車施設の浸水等による損傷等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること

4 損壊は駐車場操作キー

- 一 管理組合から貸与された損壊は駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
- 二 損壊は駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	38-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	令和6年6月 6日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(6月分)			

振込金受取書(兼手数料受取書)

6 年 6 月 6 日

現金用

お振込先 いるま野	店(所)	金額	十億	百万	千	円
貯金種目 ①普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他	口座番号	現金類			75000	
お受取人 フリガナ おなまえ	フリガナ おなまえ	未決済小切手 枚				
ご依頼人 おなまえ	フリガナ おなまえ	貯金振替 枚				
おところ	おところ	起算日 指定日				
〒350-0015 川越市今泉 88-14		手数料徴収区分 1:即納 2:後納 ⑨:不要	手数料(税込) 円			
深谷 顕史 様		消費税額(10%)	円			

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

※ 領収書等には、1.年月日、2.金額、3.取扱店、4.発行番号、5.宛先が記載されています。一部記載がない場合は、控えに記されている内容と一致しない場合は、積算方法をよく確認してください。

いるま野農業協同組合川越東支店

登録番号 T8030005004

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 35-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年7月1日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(7月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202407230006940004130400228

2024年7月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2024年7月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

 株式会社 長谷工コ
 東京都港区芝8丁目6番
 長谷工コ
 組合会計1部 0120-009-226

 本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
 無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号室 区分所有者 須生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約車輛）
乙が駐車する車輛は次のとおりとする。

一 所有者	須生 徳明
二 車名（愛称）	サッ
三 年式	14年
四 自動車登録番号	148
五 総排気量	0.65 L
六 全長	339 mm
七 全幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 車重	1080 Kg

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車輛の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車輛の変更）

乙は、第2条記載の車輛以外の車輛を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車輛を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）

使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（飲酒、運転等の禁止）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約車輛の駐車中もしくは入庫中に、当該車輛または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車輛に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車輛を搬出し、駐車場の明渡しをしなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規約および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

須生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 登録車輛

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車輛以外に駐車しないこと
- 二 登録されている車輛の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車輛以外の車輛を駐車しないこと
- 四 自転車、バイク置場として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 歩行者優先および徐行を徹底すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車輛の行動に支障のないよう留意すること
- 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、音響の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車輛の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は終日とする
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とする
- 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車輛には必ず施設し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車輛等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 機械操作

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車輛の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
- 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
- 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 装置の操作は、装置内に入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に車止めを当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと
- 三 使用上の注意
- 一 車輛が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車輛等の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車輛保険等への加入に努めること

4 機械式駐車場操作キー

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で使用者でなくなくなったときは直ちに返還すること
- 二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号

74 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
	【経常的経費】		
	6:人件費	⑦:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費		10:交通費

支出年月日	令和6年7月2日	支出額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄			
③政務活動費専用車両の駐車場使用料(7月分)			

振込金受取書(兼手数料受取書)

6年7月2日

現金

お振込先 いるま野	信金 信連 銀行 協	店(所)	金額	十億	百万	千	円
貯金種目 ①普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他	口座番号					¥5	000
お受取人 フリガナ おなまえ			現金類				
			未決済小切手 枚				
			貯金振替				
			起算日(指定日)				
			手数料徴収区分	手数料(税込)			
			1:即納 2:後納 9:不要	円			
ご依頼人 フリガナ おなまえ おしころ	深谷 顕史		消費税額(10%)	円			
	〒350-0015 市(049)236-2566						
	川越市今泉 88-14						

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続きをしないで当店において返却します。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

※ 領収書等には、年月日、金額、取扱店(ただし、〇〇代として)など印に支店
の記載、4発行者、5宛名が記載されていること一部記載がない場合は、発行
の按分した場合は、換算方法を余白に記入すること

いるま野農業協同組合川越東支店

登録番号 T8030005004127

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

74-2

駐車場賃貸借契約書

平成 37 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 37 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

250

整理番号 36 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和6年8月1日	支 出 額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動専用車両 駐車場使用料(8月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領 収 書 等 貼 付 欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202408210006940004130400210

2024年8月1日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書

但し 駐車場使用料

2024年8月分

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合

(管理代行)
株式会社 長谷工コンクリート
東京都港区芝2丁目8番1号
長谷工建設株式会社
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とセーノゾウ号室 区分所有者 菊生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	
第2条（契約車種） 乙が駐車する車種は次のとおりとする。	
一 所有者	菊生 徳明
二 車名（愛称）	セーノゾウ
三 年式	14年
四 自動車登録番号	14年
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車種重量	1080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合あるいは車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（保険、賠償等の責任）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

36-2

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

外-1306号室 菊生 徳明

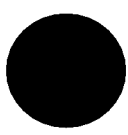
（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車場内
一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外に駐車しないこと
二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
五 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
四 探検保安、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、騒音の使用を避けること
五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 2 使用上の注意
一 使用時間は禁日とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 禁煙・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 3 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
（※本駐車場を使用する際の追加遵守事項）
- 4 撤去操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車種の大きさおよび重量は、車道の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗濯等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人が入らないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 5 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
- 6 使用上の注意
一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車種等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等への加入に努めること
- 7 撤去は駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された撤去は駐車場操作キーを自己責任で管理し、使用者でなくなるときは直ちに返還すること
二 撤去は駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

96-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	37-1
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年9月2日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(9月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館
1304 号室

202409240006940004130400228
2024年9月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書
印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料 2024年9月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合
(管理代行)
株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番8号
長谷工建設株式会社
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

18-2

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とチーノ30号室 区分所有者 菅生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

駐車区画 No.	162
乙が駐車する車両は次のとおりとする。	
一 所有者	菅生 徳明
二 車名（愛称）	サード
三 年式	16年
四 自動車登録番号	160
五 総排気量	0.65L
六 全長	339 mm
七 全幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 車重	1080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車両の駐車以外の目的に使用してはならない。
第4条（車両の変更）
乙は、第2条記載の車両以外の車両を駐車する場合あるいは車両を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
第5条（駐車区域）
乙は、前項に掲げる車両を指定された駐車区域に駐車することが不適切であると判断するときは、甲を中止させることができる。

第6条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までである。
第7条（更新）
契約期間更新等に関する特約 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会所の規約を遵守するものとする。
第8条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第9条（敷金、保証等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第10条（甲の責任範囲）
契約期間中の駐車中もしくは入出庫中に、当該車両または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第11条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入出庫中の他の車両に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第12条（契約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第13条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を搬出し、駐車場の甲に明け渡さなければならない。

第14条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第15条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

チーノ30号室 菅生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車車両
一 駐車場使用契約によって登録されている車両以外は駐車しないこと
二 登録されている車両の変更の際は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車両以外の車両を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
五 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および歩行を優先すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車両の行動に支障のないよう留意すること
四 緊急時、火災等のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
五 深夜・早朝の車両の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かにすること

3 使用上の注意

- 一 使用時間は禁日とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車両には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等管理組合へ申し出ないこと
（特約は駐車費を使用する際の追加条件事項）

1 機械操作

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車両の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に止め止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急旋回はしないこと

3 使用上の注意

- 一 車両が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の閉鎖については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車両保険等への加入に努めること

4 機械式駐車設備操作

- 一 管理組合から貸与された機械式駐車設備操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車設備操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号 117 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		
支出年月日	令和6年9月2日	支出額	2,500円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活費専用車両の駐車場使用料(9月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		
領収書等貼付欄 ③政務活動費専用車両の駐車場使用料(9月分)			

振込金受取書(兼手数料受取書)

06年9月2日

現金用

お振込先 いるま野 (農協 信金 信連 銀行 協同 信組 漁協)	店(所)	金額	十億	百万	千	円
貯金種目 ①普通 2:当座 4:貯蓄 9:その他						¥5000
お受取人 フリガナ おなまえ	を貼るスペースが足りないので、別紙を貼付してください。 は整理番号で検索	現金類 未決済小切手 枚				
ご依頼人 フリガナ おなまえ おところ	ファヤ ケンジ 深谷 顕史 〒350-0015 西(049)236-2566 川越市今泉 88-14	手数料徴収区分 1:即納 2:後納 9:不要				円
		消費税額(10%)				円

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

※ 領収書等には、1.年月日、2.金額、3.使途(ただし、⑦の代として、⑧の代として、⑨の代として)を記載し、4.発行者、5.宛名が記載されていること、6.金額が正しいこと、7.金額が正しいことを確認してください。
※ 按分した場合は、積算方法も必ず記載してください。

取扱店

いるま野農業協同組合川越東支店

登録番号 T8030005004127

印紙税申告納
付につき川越
税務署承認済

117-2

駐車場賃貸借契約書

平成 37 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 37 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

250

整理番号

61-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年10月1日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(10月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館

1304 号室

202410220006940004130400207

2024年10月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2024年10月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

株式会社 長谷工

東京都港区芝2丁目

長谷工

組合会計1部

0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号室 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]

第2条（契約車両）
乙が駐車する車両は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	サッ
三 年式	16年
四 自動車登録番号	[redacted]
五 総排気量	0.65L
六 外寸全長	339 mm
七 車幅	147 mm
八 全高	162 mm
九 重量	1080 kg

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車両の変更）
乙は、第2条記載の車両以外の車両を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとし、これを中止するものとする。（支払方法は本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会所に定めるものとする。）

第6条（使用料）
使用料は、月額10,600円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会所に定めるものとする。）

第7条（譲渡、転貸等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約車両の駐車中もしくは出入庫中に、当該車両または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車両に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車両を搬出し、駐車場で甲に明渡しをしなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴 本

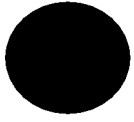
乙（区分所有者） ヤ-1304号室 氏名 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車両
一 駐車場使用契約によって登録されている車両以外は駐車しないこと
二 登録されている車両の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車両以外の車両を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車両の行動に支障のないよう留意すること
四 環境保全、騒音の防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ふかし、警告の使用を避けること
五 深夜・早朝の車両の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
一 使用時間は終日とする
二 駐車場は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
三 場内は禁煙とする
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車両には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車両等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
【機械式駐車場を使用する際の追加遵守事項】
- 1 機械操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車両の大きさおよび重量は、装置の積載限度を超えないものとする
三 装置内では、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の操作中は、危険な状態で装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に入れ止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
一 車両が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 集中豪雨、雪害その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等起因する車両等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車両保険等への加入に努めること
- 4 機械式駐車場操作キー
一 管理組合から貸与された機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 62 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和6年11月1日	支 出 額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動専用車両 駐車場使用料(11月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領 収 書 等 貼 付 欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書 四番館
1304 号室

202411200006940004130400216

2024年11月1日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2024年11月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合

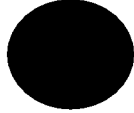
株式会社 長谷工
東京都港区芝田
長谷工
組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

156-2

駐車場賃貸借契約書

平成 27 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催告 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号	10 / -1
------	---------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年12月2日	支出額	5,250円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(12月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領収書

四番館
1304 号室

202412230006940004130400347
2024年12月2日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書 印紙税法 第5条1項 (別表1.17 -2による)	但し 駐車場使用料	2024年12月分
	上記の金額、正に領収いたしました	
	株式会社 長谷工 東京都港区芝2丁目6番地 長谷工建設株式会社 組合会計1部 0120-009-226	

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号室 区分所有者 浦生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

- 第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]
- 第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。
- | | |
|-----------|------------|
| 一 所有者 | 浦生 徳明 |
| 二 車名（愛称） | サッポロ |
| 三 年式 | 16年式 |
| 四 自動車登録番号 | [redacted] |
| 五 総排気量 | 0.656 L |
| 六 全長 | 339 mm |
| 六 外寸全長 | 147 mm |
| 七 車種重量 | 1080 kg |
| 七 全重量 | 162 mm |
- 第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。
- 第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
- 第5条（前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、これを中止させることができる。）
- 第6条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月14日までとする。
[契約期間更新等に関する特約] 本マンションの管理規約、諸規則ならびに団地集会所管理規約に準拠するものとする。
- 第7条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）
- 第8条（駐車場の使用）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利を設定または移転等の処分をしてはならない。
- 第9条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
- 第10条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。
- 第11条（契約終了時の明渡し義務）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場使用規約および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。
- 第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその関係者が、駐車場使用規約および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。
- 第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者） ヤ-1304号室 氏名 浦生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車場の使用
一 駐車場使用規約によって登録されている車種以外の車種を駐車しないこと
二 登録されている車種の要する場合は、事前に管理組合に届け出ること
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内規則に従うこと
二 歩行者優先および徐行を徹底すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
四 乗降安全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転運転や空ぶかし、警笛の使用を避けること
五 交差・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう徐かに行うこと
- 3 使用上の注意
一 使用時間は平日とすること
二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 カンリ等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故が発生した場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
[損壊は駐車場を使用する際の追加遵守事項]
 - 1 損壊の発生
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車庫の大きさおよび重量は、設置の積載限度を超えないものとする
三 設置には、車以外の物を乗せないこと
四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 設置の作動中は、危険な状態で設置内に入らないこと
- 2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に駐車止めを当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
一 車庫が設置と接触したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレット等を常時下げておくこと
三 集中乗降、騒音その他、天災地変等不可抗力による駐車施設の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等の加入に努めること
- 4 損壊は駐車場を使用する
一 管理組合から貸与された損壊は駐車場操作キーを自己責任で管理し使用せずなくなったときは直ちに返還すること
二 損壊は駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

179-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 102 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和7年1月6日	支 出 額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動専用車両 駐車場使用料(1月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領 収 書 等 貼 付 欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202501230006940004130400336

2025年1月6日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2025年1月分

上記の金額、正に領収いたしました

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

ヴィ・シティ草加管理組合

株式会社 長谷工
東京都港区芝2丁目6番1号

組合会計1部 0120-009-226

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1304号室 区分所有者 蒲生 徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。

一 所有者	蒲生 徳明
二 車名（愛称）	サンダー
三 年式	14年
四 自動車検検番号	065-11
五 総排気量	339 mm
六 外寸全長	4470 mm
七 車重	1470 kg

第3条（使用目的）

乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）

乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、中止を要することができる。

第5条（契約期間）

契約期間は、19年6月15日から、19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（保険等）

乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）

契約期間中の駐車中もしくは入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（解約の申し入れ）

乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）

契約期間の満了、中途解約または解除により、本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）

乙またはその同居人、使用人、同乗者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規則および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

19年6月15日

甲（管理組合）

ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）

ヤ-1304号室 蒲生 徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

1 駐車事項

- 一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種は駐車しないこと
- 二 登録されている車種の変更の際は、事前に管理組合に届け出る
- 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
- 四 自転車、バイクは専用として使用しないこと

2 場内での運転マナー

- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
- 二 指定者以外および徐行を徹底すること
- 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
- 四 駐車確保、駐車防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高回転や空ふかし、等々の使用を避けること
- 五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かにすること

3 使用上の注意

- 一 使用時間は禁日とすること
- 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと
- 三 場内は禁煙とすること
- 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
- 五 車庫内には必ず禁煙し、貴重品は車内に放置しないこと
- 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
- 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと

4 事故等の処理

- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
- 二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと

（細則は駐車場を使用する際の追加遵守事項）

1 撤去操作

- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
- 二 車庫の大きさおよび重量は、設置の強度限度を超えないものとする
- 三 設置には、車以外の物を乗せないこと
- 四 設置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
- 五 設置の操作は、設置内に人がいないことおよび設置周囲が安全であることを確認してから行うこと
- 六 設置の作動中は、危険な状態で設置内に入らないこと

2 駐車方法

- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進にて行うこと。台の中央部に止まるために当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
- 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
- 一 車庫が設置と接続したときおよび設置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
- 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
- 三 集中豪雨、害害その他、天候地象等不可抗力による駐車施設の浸水等により起因する車庫等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること

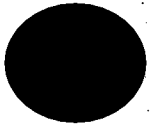
4 撤去式駐車場操作

- 一 管理組合から貸与された撤去式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用でなくなつたときは直ちに返還すること
- 二 撤去式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

247-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催告解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催告 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 103 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和7年2月3日	支出額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	政務活動専用車両 駐車場使用料(2月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領収書等貼付欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202502210006940004130400325

2025年2月3日

蒲生 徳明 様

¥10,500-

但し 駐車場使用料

2025年2月分

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィ・シティ草加管理組合

(省印) 株式会社 長谷工コンクリート
東京都港区芝2丁目6番10号
長谷工コンクリート
組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とセー1209号室 区分所有者 蕭生徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。

第2条（契約事項）	乙が駐車する車種は次のとおりとする。
一 所有者	蕭生徳明
二 車名（愛称）	サッポロ
三 年式	16年
四 自動車登録番号	06551
五 総排気量	339 mm
六 外寸全長	339 mm
七 車重重量	147 mm 全高 162 mm

第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。

第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。

第5条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までとする。

第6条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理費等の納付方法に準拠して行うものとする。）

第7条（競渡、転貸等の禁止）
乙は、専任の如何を問わず、本契約に基づく権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。

第8条（甲の責任範囲）
契約期間中の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等に火災、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

第9条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。

第10条（契約の申し入れ）
乙は、駐車場使用契約を契約期間中に解約しようとするときは、書面をもって解約日の2ヶ月前までに甲に通知しなければならない。

第11条（契約終了時の明渡し義務）
契約期間の満了、中途解約または本契約が終了したときは、乙は直ちに車種を搬出し、駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第12条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他関係者が、駐車場使用規則および規約もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。

第13条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合） ヴィ・シティ草加管理組合 理事長 柴本

乙（区分所有者） セー1209号室 蕭生徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 駐車事項
一 駐車場使用契約によって登録されている車種以外の車種は駐車しないこと
二 登録されている車種の乗客の乗降は、事前に管理組合に届け出ることに
三 管理組合の承認なしに、たとえ一時置き置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
四 自転車、バイク等として使用しないこと
2 場内での運転マナー
一 場内では、管理組合の指示ならびに場内規則に従うこと
二 歩行者優先および歩行者を優先すること
三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行路に支障のないよう留意すること
四 緊急時、緊急停止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空回り、暴発の使用を避けること
五 深夜・早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと

3 使用上の注意

- 一 使用時間は禁日とすること
二 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進で行うこと
三 場内は禁煙とすること
四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
五 車庫には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
4 事故等の処理
一 駐車場の施設、設備が破損または汚損されたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
二 他車種等との接触、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の調停等を管理組合へ申し出ないこと
【無断で駐車場を使用する際の追加遵守事項】

- 1 機械的操作
一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
二 車庫の大きさおよび重量は、装置の耐荷重を超えないものとする
三 装置には、車以外の物を乗せないこと
四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
六 装置の作動中は、危険な状態で装置内に入らないこと

2 駐車方法
一 駐車は本マンションの規約等のために従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に車止めを当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと

- 3 使用上の注意
一 車庫が設置と接続したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
三 禁煙・禁煙、警告その他、天候地味等不可抗力による駐車施設の侵入等に起因する損害等の損害については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車庫保険等への加入に努めること

- 4 機械式駐車場操作キー
一 機械式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用でなくなくなったときは直ちに返還すること
二 機械式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

整理番号	248 -1
------	--------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和7年2月3日	支 出 額	2,500円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	政務活費専用車両の駐車場使用料(2月分) (按分計算式 5,000円×1/2=2,500円)		

領 収 書 等 貼 付 欄

③政務活動費専用車両の駐車場使用料(2月分)

振込金受取書(兼手数料受取書)

7 年 2 月 3 日

現金用

お振込先	いるま野	店(所)	金額	十億	百万	千	円
お受取人	おなまえ	フリガナ	現金類				
ご依頼人	おなまえ	フリガナ	未決済小切手				
	おところ	お住所	貯金振替				
			記算日				
			手数料徴収区分				
			1:即納 2:後納 9:不要				
			消費税額(10%)				

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

領収書等には、年月日、金額、取扱店(たて、〇〇代)、印紙税申告納付につき川越、税務署承認済

登録番号 T8030005004137

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反の時は無催促 解除
8	解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 1ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	

整理番号 104 -1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支 出 年 月 日	令和7年3月3日	支 出 額	5,250円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動専用車両 駐車場使用料(3月分) (按分計算式 10,500円×1/2=5,250円)		
領 収 書 等 貼 付 欄			
⑤蒲生徳明			

領 収 書

四番館

1304 号室

202503210006940004130400308

2025年3月3日

蒲 生 徳 明 様

¥10,500-

非課税文書

印紙税法
第5条1項
(別表1.17
-2による)

但し 駐車場使用料

2025年3月分

上記の金額、正に領収いたしました

ヴィンティ草加管理組合

(印)

株式会社 長谷工

東京都港区芝2丁目6番

長谷工

組合会計1部 0120-009-226

本証の金額を訂正又は改ざんしたものは
無効と致します

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

ヴィ・シティ草加管理組合（以下「甲」という）とヤ-1300号車 区分所有者 蒲生徳明（以下「乙」という）とは、甲が管理する駐車場を乙が使用することにつき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という）を締結する。

- 第1条（駐車区画）
乙が使用する駐車区画は次のとおりとする。
駐車区画 No. [redacted]
- 第2条（契約車種）
乙が駐車する車種は次のとおりとする。
- | | | |
|-----------|---------|---------------------|
| 一 所有者 | 式 | 14号 |
| 二 車名（愛称） | | |
| 三 年 | | |
| 四 自動車登録番号 | | |
| 五 総排気量 | 0.67L | 1 |
| 六 全長 | 339 mm | 全幅 147 mm 全高 162 mm |
| 七 外輪重量 | 1020 kg | |
- 第3条（使用目的）
乙は、第1条記載の駐車区画を、第2条記載の車種の駐車以外の目的に使用してはならない。
- 第4条（車種の変更）
乙は、第2条記載の車種以外の車種を駐車する場合は車種を変更する場合には、書面をもって1週間前までに甲に通知しなければならない。
- 第5条（契約期間）
2 甲は、前項に掲げる車種を指定された駐車区画に駐車することが不適切であると判断するときは、中止をすることができる。
- 第6条（契約期間）
契約期間は、18年6月15日から19年6月15日までである。
- 第7条（使用料）
使用料は、月額10,500円とする。乙は、毎月規約に定める管理費等の徴収日までに、使用料を支払うものとする。（支払方法は本マンションの管理規約の納付方法に準拠して行うものとする。）
- 第8条（敷設、転貸等の禁止）
乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づき権利を第三者に譲渡、転貸、無償貸与ならびに担保提供の権利の設定または移転等の処分をしてはならない。
- 第9条（甲の責任範囲）
契約車種の駐車中もしくは出入庫中に、当該車種または積載物等により、故障、損傷、盗難等の損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。
- 第10条（乙の責任範囲）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場の使用にあたって、駐車場またはその附属施設および駐車中または出入庫中の他の車種に損害を与えた場合は、乙の責任において処理解決するものとする。
- 第11条（契約の解除）
乙またはその同居人、使用人、同居者もしくはその他の関係者が、駐車場使用規約および細則もしくは本契約に違反したときは、甲は乙に対し何等の通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除できる。
- 第12条（その他特約事項）

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

18年6月15日

甲（管理組合）
ヴィ・シティ草加管理組合
理事長 柴本

乙（区分所有者）
ヤ-1300号車 区分所有者 蒲生徳明

（駐車場使用にあたっての遵守事項）

- 1 登録車種
- 一 駐車場使用規約によって登録されている車種以外の車種は駐車しないこと
 - 二 登録されている車種の改造の類は、事前に管理組合に届け出る
 - 三 管理組合の承認なしに、たとえ一時仮置きであっても、契約車種以外の車種を駐車しないこと
 - 四 自転車、バイク等として使用しないこと
- 2 場内での運転マナー
- 一 場内では、管理組合の指示ならびに場内標識に従うこと
 - 二 歩行者優先および歩行を優先すること
 - 三 指定の駐車区画の中央に正確に駐車し、隣接区画の車種の行動に支障のないよう留意すること
 - 四 環境保全、騒音防止のため、必要以上のアイドリング、エンジンの高速回転や空ぶかし、警告の使用を避けること
 - 五 深夜、早朝の車種の出入りは、居住者の迷惑にならないよう静かに行うこと
- 3 使用上の注意
- 一 使用開始は禁日とすること
 - 二 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと
 - 三 場内は禁煙とすること
 - 四 洗車・オイル交換等、他の迷惑となる行為をしないこと
 - 五 車種には必ず施錠し、貴重品は車内に放置しないこと
 - 六 ガソリン等の危険物その他の物品を駐車場に放置しないこと
 - 七 駐車場の施設、設備に変更を加えないこと
- 4 事故等の処理
- 一 駐車場の施設、設備を破損または汚損させたときは、管理組合に直ちに連絡して指示に従うこと
 - 二 他車種等との接触、衝突、衝突等の事故が起きた場合は、当事者間で解決し、紛争の解決等を管理組合へ申し出ないこと
- 【撤去式駐車場を使用する際の追加遵守事項】
- 1 撤去操作
- 一 メーカーの取扱説明書の注意事項に従い、事故の防止に努めること
 - 二 車種の大きさおよび重量は、装置の耐荷重を超えないものとする
 - 三 装置には、車以外の物を乗せないこと
 - 四 装置内では、荷物の積み下ろし、洗車等を行わないこと
 - 五 装置の操作は、装置内に人がいないことおよび装置周囲が安全であることを確認してから行うこと
 - 六 装置の作動中は、危険なもので装置内に入らないこと
- 2 駐車方法
- 一 駐車は本マンションの規約等の定めに従いバックまたは直進で行うこと。台の中央部に駐車し、車止めに当てて駐車し、パーキングブレーキを引いておくこと
 - 二 急停止、急発進はしないこと
- 3 使用上の注意
- 一 車種が装置と接触したときおよび装置に異常を感じたときは、直ちに管理要員に連絡すること
 - 二 安全管理および使用の都合上、パレットを常時下げておくこと
 - 三 集中豪雨、雷害その他、天災地変等不可抗力による駐車装置の浸水等による駐車場の損傷については、使用者はそれを防止する責任を負うとともに、その補償のため車種保険等の加入に努めること
- 4 撤去式駐車場操作
- 一 撤去式駐車場操作キーを自己責任で管理し使用者でなくなつたときは直ちに返還すること
 - 二 管理組合から貸与された撤去式駐車場操作キーを紛失した場合は、管理組合に届け出て再交付の手続きをとること。ただし、再交付に要する費用を負担すること

帳票番号ZJS-KW0608 4/5 2023.08T

249-2

駐車場賃貸借契約書

平成 31 年 3 月 28 日

賃貸人	住所	〒 [REDACTED] [REDACTED] TEL [REDACTED]	印鑑
	氏名	[REDACTED]	
賃借人	住所	〒350 - 0015 埼玉県川越市今泉88-14 TEL 049 - 236 - 2566	印鑑 
	氏名	深谷 顕史	

1	場所	埼玉県川越市大字今泉 123	
2	駐車場 区画	No. [REDACTED]	
3	車両	車名	登録 番号
4	賃料	1 か月 5,000 円	支払方法 毎月 10 日までに当月分を前納 特約 2 か月滞納のときは無催促解除
5	期間	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 平成 33 年 3 月 31 日	満 2 年間 特約 自動更新
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人が損害負担 車両相互間 当事者負担 (施設内賃貸人賠償義務なし)	
7	権利譲渡 禁止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止	特約 違反のときは無催促 解除
8	解約	賃貸人 3 ヶ月前予告 賃借人 1 ヶ月前予告	
9	礼金	金 5,000 円	
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。	